

目的

全てのケアラー・ヤングケアラーとその家族等が孤立することなく、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ケアラーに関する認知度を高め、支援を必要とする方を早期に発見し、一人ひとりの事情に合った支援へつなげることができるよう、本条例に基づくケアラー支援を推進する。

普及啓発

啓発資材の作成

ポスター、リーフレット等の配付
(6,985千円)

シンポジウムの開催

認知度向上のためのシンポジウム開催
(869千円)

多様な媒体による広報

道のウェブサイト、ツイッター
包括連携協定による企業の協力

相談支援体制

関係機関職員向け研修

ケアラーの相談に応じる人材の育成
※ 振興局ごと (11,471千円)

児童福祉関係職員研修

普及啓発や早期発見を目的とした研修
(1,342千円)

ヤングケアラーコーディネータ配置

適切な支援に繋ぐための連携を促進
(8,121千円)

SC・SSW派遣の重点化

支援が必要な生徒の在籍校に派遣
(6,306千円)

地域づくり

市町村へのアドバイザー派遣

地域のケアラー支援体制の構築
(2,643千円)

オンラインサロンの開設

ヤングケアラー同士の悩み相談
(6,241千円)

小・大学生の実態調査

実態調査の拡充(中高生はR3実施)
(1,597千円)

連絡協議会の設置

セミナーや協議等による連携体制構築
(224千円)